

枚方市保育所（園）等における医療的ケアが
必要な子どもの受入れに関するガイドライン

枚方市 子ども未来部

令和4年8月

目 次

はじめに	1
I 保育所（園）等における医療的ケア児の受入れについて	2
1. 保育所（園）等における医療的ケアとは	
2. 受入れの要件	
3. 保育所（園）等における医療的ケアの範囲及び実施体制	
4. 保護者等との協力・理解	
II 医療的ケア児の入所までの流れ	4
1. 入所前見学	
2. 保育利用の申込み	
3. 保育所（園）等入所に向けた調整	
4. 保育所（園）等への入所決定後	
5. 医療的ケアの開始時期	
III 医療的ケアの実施体制	6
1. 関係機関との連携	
2. 施設環境の整備	
3. 職員研修	
IV 進級時の確認について	8

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数が増加し、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。そうした中、平成28年5月には、児童福祉法が改正され、医療的ケア児の受け入れに関して必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが示されました。

本市では、医療的ケアの必要な子どもや健康上の配慮が必要な子どもに対して求められる様々な対応について、関係機関と連携を図り、医療的ケアおよび健康上の配慮が必要な子どもが健康で安全に保育所生活を送ることができるよう取り組んできました。また、これまでから医療的ケアや健康上の配慮が必要であっても、集団生活が可能であると医師が認めた子どもについては受け入れを行ってきた経過があります。実例を通して蓄積した経験とノウハウは現在の子育て支援につながっており、その歴史は保育と医療の協働の中、子どもたちが仲間とともに生活することで育まれる相互理解により、互いの成長へと導かれています。

令和3年6月、『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が成立し、同年9月18日に施行されました。この法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資すること、また安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。この法律により、医療的ケア児への支援は地方自治体の『責務』であると示されましたが、本市ではこれまでから培ってきた経験を踏まえつつ、この度、より円滑な医療的ケア児の受け入れ及び支援を行うことを目的として、多くのケースに対応できるよう、受け入れに必要な基本的事項や留意点、看護師や保育士、関係機関の対応・役割を明確にしたガイドラインを策定します。また、医療的ケア児の受入れに関する検討会議を開催するとともに、医師からのご意見をあわせていただくことなどにより、より安全にかつ円滑に保育所への入所が可能となります。

本ガイドラインは、医療的ケアを必要とする子どもたちが、必要な配慮のもとに他の子どもと等しく保育を受けられることを目指します。また保育所（園）、認定こども園及び小規模保育施設（以下、「保育所（園）等」と言います）が、医療的ケア児と周りの子どもたちが「育ち合う」場となり、全ての子どもたちの健やかな成長・発達を保障できるよう、共通認識を持ち、広く周知、活用をお願いするものです。

I 保育所（園）等における医療的ケア児の受入れについて

1. 保育所（園）等における医療的ケアとは

医療的ケアとは、「医療に関係するが医療そのものでない」行為であり、「広く保険診療において在宅医療として認められる行為、および、その他の、日常的に家庭において行われている医療的生活介護・援助行為」です。

本市保育所（園）等における医療的ケアとは、疾病等の治療を目的としたものではなく、園児が健康で安全な日常生活を営む上で必要な医療行為であって、保育所（園）等において看護師が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ看護師が主治医から指示・指導を受けた範囲で実施可能なものであることとします。

なお、所定の研修を受け、認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育士は、一定の条件の下にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを実施することが可能とされています。

2. 受入れの要件

- (1) 保護者及び対象児童が枚方市民であること
- (2) 保育の必要性があり、医療機関との相談の中で、集団保育が可能であると確認されていること
- (3) 病状や健康状態が安定しており、保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立していること
- (4) 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所（園）等で十分に共有できること
- (5) 必要に応じて同行受診や面談等で、主治医との連携を図り、指導を受けられること
- (6) 保育所（園）等での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること

3. 保育所（園）等における医療的ケアの範囲及び実施体制

医療的ケアの範囲	実施体制
① 導尿 ア 導尿 イ 自己導尿の自立に向けての指導・管理	原則、看護師または認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育士（②③のみ）が行います。
② 吸引 ア 鼻腔内・口腔内吸引 イ 気管カニューレ内の吸引	
③ 経管栄養 ア 鼻腔栄養チューブによる注入 イ 胃ろう・腸ろうへの注入	
④ 人工肛門の管理（ストマパウチの貼り替え等）	
⑤ その他（保育所、主治医等がともに対応可能と認めたものに限る）	

※医療的ケアの実施体制が取れない場合は、保護者に協力を依頼することがあります。
 ※対象児童の症状や職員体制により、希望する時間の保育ができない場合があります。

4. 保護者等との協力・理解

（1）医療的ケア実施懇談会

医療的ケアの実施にあたっては、保護者と保育所（園）等職員が連携をとり、取り組むことが重要です。そのため医療的ケアの必要な子どもが、健康で安全に保育所生活を過ごせる方法や医療的ケアの安全管理、また緊急時対応などの情報交換を行います。

なお、懇談会は、医療的ケアを必要とする子どもが入所する際、入所して1か月経過時、医療的ケア実施内容の変更又は追加時、進級時等に開催します。

（2）医療的ケアに必要な器具

医療的ケアに必要な物品はすべて保護者の方に準備していただきます。また、感染症防止のため、日々の器具等の衛生管理は保護者の方で行っていただきます。

※器具等の故障・破損等があった場合の補償はありません。

（3）保護者の同伴

医療的ケアの実施にあたっては慎重に進める必要があることから、完全受入れまで1か月から数か月、時間がかかる場合があります。その際は親子通所等を行っていただき、保護者に医療的ケアをお願いする場合があります。

II 医療的ケア児の入所までの流れ

医療的ケアが必要な子どもの保護者が、保育所（園）等を利用する場合、通常の利用手続きに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、保育所（園）等や市と共有するための手続きが必要です。一定の手順を経て関係者が医療的ケアの内容を確認しあいながら手続きを進めます。

1. 入所前見学

保護者は、入所を希望する園に必ず事前見学に行ってください。

2. 保育利用の申込み

(1) 必要書類等の案内

保育幼稚園入園課窓口等において、保育所（園）等で医療的ケアを受ける場合の申込み方法や手続き、受入れの要件、留意点、保育環境、医療的ケアの実施内容等及び申請に必要な書類について説明を行います。

書類については、施設見学時または市ホームページからのダウンロードによる入手も可能です。

(2) 必要書類の提出

・保育の必要性に係る書類

保護者は、就労証明書など保育の利用要件を満たすことを証明する書類を市へ提出します。

・医療的ケア利用に係る書類

保護者は主治医に集団保育が可能かどうかを相談し、可能と判断された場合は「対象児童用主治医意見書」の作成を主治医へ依頼し、市へ提出します。

(3) 市看護師による聞き取り

市看護師は、保護者から生活の状況、具体的な健康状態や医療的ケアの内容、保育所（園）等以外の施設の利用希望等に関する聞き取りを行います。

3. 保育所（園）等入所に向けた調整

(1) 医療的ケア児受入れ検討会議の実施

・市は医療的ケア児受入れ検討会議を開催し、保育利用申し込みのあった医療的ケア児の受入れについて検討を行います。

・医療的ケア受入れ検討会議は、保育関係課職員（公立保育幼稚園課・私立保育幼

稚園課・保育幼稚園入園課・保育専門職・市看護師、関係機関職員（保健センター保健師・子ども発達支援センター臨床心理士等・受入れ園の保育所（園）等長及び看護師）で構成し、「対象児童用主治医意見書」「医療的ケア利用申込書兼同意書」「医療的ケアに係る調査票」「医療に関する聞き取り票」と申込み時の聞き取り内容、現通所施設からの情報などをもとに検討します。また、検討結果については、外部有識者である医師からの意見聴取を行います。

- ・安全かつ適正な受入れに課題がある場合は、解決に向けた提案に努めます。

（２）入所選考

- ・市は、医療的ケア受入れ検討会議の結果等を踏まえ、当該児の入所可否について決定します。

4. 保育所（園）等への入所決定後

（１）同行受診

受入れ園の保育所（園）等長、看護師等は、保護者とともに、保育所（園）等の利用に際して、主治医から子どもの健康状態について説明を受け、認識を共有します。また、看護師は、主治医より医療的ケアについての具体的な指示、指導を受けます。

（２）入所前面談

- ・保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について聞き取りを行います。
- ・受入れ園の看護師は、保護者と打ち合わせを行い、具体的な医療的ケアの手順等を確認します。

5. 医療的ケアの開始時期

看護師が医療的ケアの対応を開始するのは、主治医面談を終え指示内容を確認し、適切な指導を受けたうえで、保育所（園）等での受入れ体制が整ってからとなります。

Ⅲ 医療的ケアの実施体制

受入れにあたっては、個々の疾患や健康状態等により対応が異なります。そのため、主治医・保護者・嘱託医・保育所（園）等の職員が協働し、他の子ども達を含めた全ての子ども達が、お互いに育ち合うことが出来るよう、それぞれの役割を明確にし、様々な連携を行います。

1. 関係機関との連携

(1) 保育所（園）等

以下の項目を安全に実施するため、各職種の職員がリーダー的役割を担います。

職種	項目	役割
所長 (園長)	総括 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別対応内容の決定と職員への周知徹底 ・ 全職員への指示伝達 ・ 主治医や嘱託医と連携し、緊急時対応を事前確認 ・ 緊急時のリーダー など
看護師	医療的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医や嘱託医との連携 ・ 医療的ケア計画の立案と実施 ・ 薬・器具の管理 ・ 他児や他のクラスへ医療的ケア児の正しい知識の伝達 など
認定特定行為業務 従事者(保育士)	医療的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる医療的ケア児への対応
担任 (保育士)	医療的ケア児への 保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画の立案 ・ 医療的ケア児が安全で、安心して行えるクラス活動の提供 ・ 他児や他のクラスへ医療的ケア児の正しい知識の周知伝達 など
調理員・ 栄養士等	安全な医療的ケア の内容に応じた 食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮食における給食の対応 ・ 配慮食献立の確認 など

※緊急時は、誰でも対応できるよう情報の共有化を図ること。

(2) 嘱託医

- ①保育所（園）等は、子どもに関する日常的な相談ができる環境を整えるために嘱託医と連携し、保育の中で生じた問題等の相談ができる体制を整えます。
- ②医療的ケア児を含む子どもの疾患や健康状態、また対応内容や留意事項について情報を共有し、適宜、嘱託医から指導や助言を受けます。

(3) 主治医

- ①看護師は、主治医から医療的ケアについて具体的な指示や指導を受けます。
- ②主治医に、継続的に相談できる協力体制を依頼し、状況に応じて主治医面談での確認を行います。

(確認事項の例)

- ・ 医療的ケア児に健康上の問題や状況に変化があった時
- ・ 思わぬアクシデントや医療的ケア中のトラブル発生時への対応
- ・ 緊急時及び災害対応についての相談及び確認 など

(4) 保護者との連携

- ①保育利用に際して、保育所（園）等（所長、担任、看護師等）は保護者、主治医とのやり取りを行い、連携関係を構築します。
- ②保護者は、家庭生活での健康状態が、少しでも通常の様子と異なる場合は、登所時に口頭や連絡帳等で保育所（園）等職員に伝えてください。
- ③保護者は、医療的ケアの内容に大幅な変更・追加があった場合や年度が替わる際には、改めて必要な書類を提出してください。

(5) 他機関（保健センター、子ども発達支援センター等）

- ①保健センターは妊娠中や出産直後の新生児訪問などにより、早期から子どもと保護者に継続的に関わっていることから、ご本人の同意の上、情報共有を行います。
- ②入園前に子ども発達支援センターに通所している場合も、①と同様に情報共有を行います。
- ③就学先施設との円滑な引継ぎを行います。

2. 施設環境の整備

医療的ケアの実施にあたっては、可能な範囲で保育所（園）等内の医療的ケア児保育に必要な環境整備を行います。また、医療的ケアの内容に応じたプライバシーへの配慮、安全対策、感染症対策等も重要となります。

3. 職員研修

市は、全ての保育所（園）等職員が、子どもの健康状態の理解と安全や衛生面に関する理解を深めるため、医療的ケアを必要とする子どもの疾患、医療的ケア内容や手技、また、保育室等の衛生管理の重要性や感染症の予防等について、職場研修等の機会確保に努めます。

IV 進級時の確認について

子どもが進級するにあたり、保護者から「進級等に伴う医療的ケア実施の再確認について（回答）」を提出していただきます。

医療的ケアの実施内容に変更又は追加がある場合は、「医療的ケア実施届出書」と、「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を再度提出していただきます。